

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電 話 (075) 441-3155

目 次

訓 令	ページ		
○京都府男女共同参画推進本部規程の一部を改正する訓令 (男女共同参画課)	383	○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (中丹広域振興局)	384
告 示		○国土調査の成果の認証 (用地課)	386
○落札者の決定 (災害対策課)	384	○令和5年の二級建築士試験及び木造建築士試験の変更 (建築指導課)	387
○公共測量の終了 (用地課)	〃	○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	〃
公 告		公 安 委 員 会	
○京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例の施行状況 (循環型社会推進課)	〃	○落札者の決定	〃
○土地改良区の定款変更の認可 (農村振興課)	〃	監 査 委 員	
		○包括外部監査の事務を補助する者の氏名等	388

訓 令

京都府訓令第13号

本 庁
地方機関

京都府男女共同参画推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年6月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府男女共同参画推進本部規程の一部を改正する訓令

京都府男女共同参画推進本部規程(平成元年京都府訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「府民環境部男女共同参画課」を「文化生活部男女共同参画課」に改め、同条第3項中「府民環境部長」を「文化生活部長」に改める。

第6条第4項及び第5項中「府民環境部副部長」を「文化生活部副部長」に改める。

第7条中「府民環境部男女共同参画課」を「文化生活

部男女共同参画課」に改める。

別表第1中「政策企画部長 文化スポーツ部長」を「総合政策環境部長」に改める。

長」に改める。

別表第2中「部の総合的な調整及び危機管理に関する事項を掌理する」を削り、「総務部副部長」を「条例の立案、府税、自治振興、入札、資産及び各部局間の調整に関する事項を掌理する総務部副部長」に、「政策企画部副部長」を「総合政策環境部副部長」に、「男女共同参画」を「府民生活及び男女共同参画」に、「府民環境部副部長」を「文化生活部副部長」に改め、「部の総合的な調整、スポーツ振興及び文教に関する事項を掌理する文化スポーツ部副部長」及び「及び産業の基盤」を削り、「建設交通部副部長」を「部の総合的な調整、基盤整備及び交通に関する事項を掌理する建設交通部副部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年6月13日から施行し、この訓令による改正後の京都府男女共同参画推進本部規程の規定は、同年4月1日から適用する。

告 示

京都府告示第328号

落札者を次のとおり決定した。

令和5年6月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 購入物品の名称及び数量
京都府危機管理センター（仮称）映像情報システム
構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府危機管理部災害対策課
京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
- 3 落札決定日
令和5年5月24日
- 4 落札者の名称及び所在地
NECネットエスアイ株式会社京滋支店
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8
- 5 落札金額
275,550,000円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和5年4月11日

京都府告示第329号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和4年京都府告示第567号）が令和5年3月31日終了した旨測量計画機関の長である木津川市長から通知があった。

令和5年6月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
木津川市全域

公 告

京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例（平成14年京都府条例第42号。以下「条例」という。）第16

条第1項の規定により、令和4年度における条例の施行状況を次のとおり公表する。

令和5年6月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

事 項	件 数
保管用地の届出の件数	1
保管用地の廃止の件数	0
勸告の件数	0
報告の徴収の件数	0
立入検査の件数	14,906
法第14条の3の2の規定による産業廃棄物処理業の許可取消しの件数	4
法第19条の5の規定による措置命令の件数	2

注1 「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する監視指導員等の立入検査の実績であり、条例又は法に基づく立入検査数をいう。

2 「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、京都市東山土地改良区の定款の変更を令和5年6月2日認可した。

令和5年6月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和5年6月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
後藤工業株式会社

- 代表取締役 後藤 貴則
 福知山市字荒河小字声田和12番地35
- (2) 林地開発行為の目的
 土石の採掘（採土）
- (3) 林地開発行為をしようとする区域
 福知山市字岩井小字小山70番1ほか（次の図のとおり）
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
 4.0ヘクタール
- (5) 期間
 ア 林地開発行為を行う期間
 令和5年11月29日から令和8年11月28日まで
 イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
 平成17年8月23日から令和11年11月28日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
 有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	福知山市字岩井地内の一部に存する道路（次の図のとおり）	場内の車両出入口付近にタイヤの洗い場を設置する。 道路が汚れた場合は、速やかに清掃する。
交通量の増加	〃	運搬車両が出入りする時には、出入口に交通誘導員を配置する。 採取場出入口から国道9号までの市道奥野部岩井線の通行については、時速30km以下とする。 通勤時間帯の交通混雑及び事故発生を避けるため、車両の出入時間は、午前9時から午後5時までとする。
粉じんの発生	福知山市字岩井及び字奥野部地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	採取場の粉じんを抑えるため、発生の子想される乾燥期等には散水を行う。
騒音の発生	開発区域の中心から半径200m以内の範囲（次の図のとおり）	作業は、低騒音型の重機を使用し、騒音の低減を図る。 作業時間を午前9時から午後5時までとする。
濁水の発生	福知山市字岩井地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内の雨水は、沈砂池を兼ねた防災池に集水（全量貯留）し、泥

		を沈下させた後に場外に排水する。 堆積土砂は、適宜しゅんせつする。 豪雨時の作業を中止する。
河川水量の増加	福知山市字岩井地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内に防災池を設置し、雨水を集水（全量貯留）させた後に場外に排出する。

- (8) 縦覧場所
 ア 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課
 舞鶴市字浜2020番地
 イ 京都府農林水産部森の保全推進課
 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
 ウ 福知山市産業政策部農林業振興課
 福知山市字内記13番地の1
 エ 後藤工業株式会社
 福知山市字荒河小字声田和12番地35
- (9) 縦覧期間
 令和5年6月13日（火）から令和5年7月12日（水）まで
- (10) 意見書の提出期間及び提出先
 ア 提出期間
 令和5年6月13日（火）から令和5年7月12日（水）まで
 イ 提出先
 〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地
 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課
- （「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。）
- 2(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 ケンコー砕石株式会社
 代表取締役 昌山 和夫
 福知山市字今安小字向野38番地の6
- (2) 林地開発行為の目的
 土石の採掘（跡地復旧）
- (3) 林地開発行為をしようとする区域
 福知山市字今安小字カブラヤ37番ほか（次の図のとおり）
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
 6.3ヘクタール
- (5) 期間
 ア 林地開発行為を行う期間
 令和5年10月21日から令和8年10月20日まで
 イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
 平成20年2月22日から令和11年10月20日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無

有
(7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
交通量の増加	福知山市字今安及び字拝師地内の一部に存する市道小野脇1号線及び市道福知山停車場奥榎原線（次の図のとおり）	運搬車両の通行速度を30km/h以下とし、安全の確保に努める。場内を出入りする運搬車両の運転者へ安全運転の指導を徹底する。
周辺道路の汚れの発生	福知山市字今安及び字拝師地内の一部に存する市道福知山停車場奥榎原線（次の図のとおり）	開発区域の出入口付近に砕石を敷均し、市道の汚れを抑制する。道路に汚れが発生した場合には、散水し清掃を行う。道路側溝は、定期的に土砂などを取り除く。
粉じん及び土ほこりの発生	福知山市字今安及び字拝師地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	開発区域周辺に残置森林を配置して、周辺への影響を緩和する。乾燥時期には散水を行い、土ほこりの発生を防止する。
騒音の発生	〃	開発区域周辺に残置森林を配置して、周辺への影響を緩和する。重機による作業を午前8時30分から午後4時30分までに時間を定めて行う。
土砂流出及び濁水の発生	〃	区域内に沈砂容量を確保した調整池を設置し、場内の排水を集水し、泥を沈下させた後に場外に排水する。盛土が完了したところは随時植栽及び緑化を行い、土砂流出を抑制する。
河川水量の増加	〃	調整池を設置して、場内の雨水を集水し、流量調節をして場外に排水する。施設の機能が損なわれないように、堆積した土砂を定期的に除去し、調整池の容量を確保する。

(8) 縦覧場所
ア 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興

課
舞鶴市字浜20番地
イ 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
ウ 福知山市産業政策部農林業振興課
福知山市字内記13番地の1
エ ケンコー砕石株式会社
福知山市字今安小字向野38番地の6
(9) 縦覧期間
令和5年6月13日(火)から令和5年7月12日(水)まで
(10) 意見書の提出期間及び提出先
ア 提出期間
令和5年6月13日(火)から令和5年7月12日(水)まで
イ 提出先
〒625-0036 舞鶴市字浜20番地
京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課
(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)



次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和5年6月13日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 調査を行った者の名称
舞鶴市
- (2) 調査を行った時期
平成27年1月9日から平成31年3月17日まで
- (3) 成果の名称
舞鶴市大字上東の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
舞鶴市大字上東の一部
- (5) 認証年月日
令和5年5月31日
(国土交通省の承認年月日 令和5年5月26日)
- 2(1) 調査を行った者の名称
宮津市
- (2) 調査を行った時期
平成29年6月27日から令和3年12月10日まで
- (3) 成果の名称
宮津市字由良及び字石浦の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宮津市字由良及び字石浦の一部
- (5) 認証年月日

令和5年5月31日

(国土交通省の承認年月日 令和5年5月26日)

- 3(1) 調査を行った者の名称
宮津市
- (2) 調査を行った時期
平成30年4月25日から令和3年12月10日まで
- (3) 成果の名称
宮津市字由良及び字石浦の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宮津市字由良及び字石浦の一部
- (5) 認証年月日
令和5年5月31日
(国土交通省の承認年月日 令和5年5月26日)
- 4(1) 調査を行った者の名称
宇治市
- (2) 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和2年3月23日まで
- (3) 成果の名称
宇治市平尾台四丁目の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宇治市平尾台四丁目
- (5) 認証年月日
令和5年5月31日
(国土交通省の承認年月日 令和5年5月26日)
- 5(1) 調査を行った者の名称
宇治市
- (2) 調査を行った時期
令和2年6月5日から令和3年9月14日まで
- (3) 成果の名称
宇治市平尾台一丁目の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宇治市平尾台一丁目
- (5) 認証年月日
令和5年5月31日
(国土交通省の承認年月日 令和5年5月26日)



令和5年2月28日付け京都府公報第388号で公告した令和5年の二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について、次のとおり変更する。

令和5年6月13日
京都府知事 西 脇 隆 俊

ページ	欄	行	変更前	変更後
132	左	上から18	龍谷大学（深草学舎） （京都市伏見区深草塚本67）	京都ノートルダム女子大学 （京都市左京区下鴨南野々神町1）



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年6月13日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
八幡市八幡土井18の1、19の1、19の6、20の2（関連区域）
八幡市八幡土井17の1の一部、18の2の一部、19の3の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
大阪市北区大淀南一丁目5の1
エスリードハウス株式会社
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
京田辺市三山木西ノ河原45の2、48、49の1、49の3から49の6まで、50の3、65の1の一部、市有地（関連区域）
京田辺市三山木西ノ河原49の7の一部、65の1の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
木津川市木津町内垣外132 木津藤河店舗2階
株式会社広昇建設

公 安 委 員 会

京都府警察本部告示第55号

落札者を次のとおり決定した。

令和5年6月13日
京都府警察本部長 白 井 利 明

- 1 落札に係る物品の名称及び予定数量
レギュラーガソリン 94,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
- 3 落札者を決定した日
令和5年4月3日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社尾賀亀
近江八幡市出町293

- 5 落札金額
14,010,700円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和5年2月17日

監 査 委 員

京都府監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月13日

京都府監査委員 四 方 源太郎
同 田 中 美貴子
同 森 敏 行
同 橋 本 幸 三

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
中 川 正 茂	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目7番11号
浅 野 良 治	京都市中京区東洞院通六角上る三文字町219番地 六角ハイツ401号室
松 井 亮 宏	京都市伏見区深草野手町37番地
津 田 穂 積	栗東市縋2丁目2番34の2612号
八 田 泰 孝	長岡京市神足2丁目5番1号 ローレルスクエア長岡京1207号室
岸 野 将 史	京都市北区紫竹下高才町19番地4

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和5年6月13日から令和6年3月31日まで